

【表紙】

|                |                                  |
|----------------|----------------------------------|
| 【提出書類】         | 内部統制報告書                          |
| 【根拠条文】         | 金融商品取引法第24条の4の4第1項               |
| 【提出先】          | 関東財務局長                           |
| 【提出日】          | 2026年3月25日                       |
| 【会社名】          | 木徳神糧株式会社                         |
| 【英訳名】          | KITOKU SHINRYO CO., LTD.         |
| 【代表者の役職氏名】     | 代表取締役社長 鎌田 慶彦                    |
| 【最高財務責任者の役職氏名】 | 該当事項はありません。                      |
| 【本店の所在の場所】     | 東京都千代田区神田小川町二丁目8番地               |
| 【縦覧に供する場所】     | 株式会社東京証券取引所<br>(東京都中央区日本橋兜町2番1号) |

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長鎌田慶彦は、当社グループ（当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、財務報告に係る内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には必ずしも対応しない場合があり、固有の限界を有していることから、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当連結会計年度の末日である2025年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定しております。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、財務報告に対する金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しております。なお、連結子会社3社及び持分法適用関連会社1社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全体的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは複数事業を営むなかで卸売又は製造による販売を主体としており、事業拠点の重要性を判断する指標として売上高が最も適切と判断し、「売上高」を重要な事業拠点の選定指標としております。そのため、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、各事業拠点ごとの前連結会計年度の実績及び当連結会計年度の予算計画をベースとした売上高（連結会社間取引消去後）の金額が大きい事業拠点から概ね3分の2に達するまで合算し、質的重要性も踏まえ総合的に判断して、2拠点を重要な事業拠点としております。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目である売上高、売掛金、仕入高、買掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価対象としております。さらに選定した重要な事業拠点に関わらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務プロセスを財務報告への影響を勘案し、重要性の大きい業務プロセスとして、棚卸資産評価、税効果会計、資産除去債務、減損会計及び売上割戻等を評価対象に追加しております。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年12月31日現在の当社グループ（当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社）の財務報告に係る内部統制は有効であると判断しております。

## 4 【付記事項】

（前事業年度末における開示すべき重要な不備の是正に対する評価）

当社は、2025年3月28日付「財務報告に係る内部統制の開示すべき重要な不備に関するお知らせ」に記載の通り、前事業年度の決算業務において、棚卸資産の帳簿価額と実際残高との間に多額の差異があることについて会計監査人より指摘を受けたことを契機として社内調査を行った結果、棚卸資産に関する在庫金額の誤りによる棚卸資産の過大計上と、これに伴う売上原価の過少計上が判明いたしました。

当社は、この不備を開示すべき重要な不備と判断し、財務報告に係る内部統制は有効ではないと判断した内部統制報告書を2025年3月27日に提出いたしました。

当事業年度においては、上記の開示すべき重要な不備に対し、以下の再発防止策を実行し内部統制の改善状況を確認してまいりました。

1 棚卸資産に関連する業務手順書、マニュアルの整備が不十分であり、また確認者・承認権者による適正なチェック・運用体制が十分に機能していませんでした。

(1) 棚卸資産に関連するマニュアルを整備し、業務の手順やルールを文書化することで、業務の標準化を図りまし

た。

- (2) 工場の担当者・承認権者による適切なチェック体制を強化し、業務の属人化防止を図りました。
- (3) 当社内部監査室は棚卸資産に関する業務手順書（※）など内部統制の有効性を評価する為の文書を整備し、責任者によるチェックの実施状況を確認いたしました。また、整備したマニュアルを用いた勉強会の実施及び教育記録作成、並びに再発防止に取り組むことの再周知を都度発信し、運用を確認しました。

2 在庫単価の比較分析により異常値を発見すべきところ、実施された在庫単価の比較分析に不十分な点があり、異常な数値を十分に捕捉できる運用になっておりませんでした。

- (1) 単価の異常値（極端に多い数値や極端に少ない数値）があった際にはアラートが出るように、工場の生産管理システムを変更しました。
- (2) 各工場より提出される棚卸データを関連部署（統括室／財務室）にて適切な検証を行い、入力漏れの有無を確認するとともに、前年同月及び前月のデータと比較し、異常値がないか確認する事にしました。
- (3) 当社内部監査室は棚卸データに関する業務手順書（※）など内部統制の有効性を評価する為の文書を整備し、棚卸データ及び数値の妥当性の確認並びに比較分析の実施状況を確認しました。

以上の結果、当社はこれらの統制は有効に整備及び運用されていると評価し、当事業年度末時点において開示すべき重要な不備は是正され、当社の財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

（※）内部統制の3点セット「業務記述書」、「リスクコントロールマトリクス」、「フローチャート」

## 5 【特記事項】

該当事項はありません。